「平成29年度版ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場の数・利用者数等」

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会 調べ

本調査結果は、ゴルフ場業界の数値的データとして最も信頼性が高く、60年間のゴル場業界の推移を知るうえで都道府県別全ゴルフ場(「ゴルフ場利用税」対象ゴルフ場)を網羅した正確なマーケットデータとしては、唯一の物であります。

1. 平成 28 年度の利用者数状況

(「ゴルフ場利用税」の徴税データにより集計している関係から、ゴルフ場の利用者数として は平成28年3月~平成29年2月となっている。)

平成 28 年度ゴルフ場利用者数は、対前年度比 201 万人減少 (2.3%減) の 8,574 万人となり、 平成 22 年度に 8,809 万人となった以降、東日本大震災の影響を大きく受けた平成 23 年度を除き 最小の利用者数となった。

この要因は、地域としては最も利用者数が多くなる季節である8月に連続3回の台風襲来や降雪時期が例年より早く訪れた北海道、並びに、熊本地震や台風・集中豪雨等の天候の影響を受けた九州地区等のように、自然災害や気象条件が大きく影響したと考えられる。地域的には、近畿以西が総じて減少幅が大きいことからも、天候要因や自然災害に左右された年であった。

また、過去 10 年間に亘り、総利用者数を下支えしてきた「70 歳以上の利用者数」の伸び率が 天候的な要因もあって 0.6%増に留まったことも大きな特徴である。昨年度の報告でも記載した が、「70 歳以上者」の伸び率は年々鈍化しており、2020 年を境に減少傾向に転ずる可能性が更に 増して来たと予測される。

2. ゴルフ場数

平成29年3月末日におけるゴルフ場数は、対前年度比35減少の2,263ゴルフ場であり、ホール数を減少しているゴルフ場があるため、18ホール換算ではこの1年間に39ゴルフ場程度が減少したことになる。(都道府県に跨るゴルフ場が19ゴルフ場あるため、実稼働のゴルフ場数は、2.282ゴルフ場から19を減じた数。)

ゴルフ場の閉鎖が本格的に始まったと考えられる平成 22 年度以降の 7 年間の累計では、163 ゴルフ場が閉場した。

3. ゴルフ場利用者数の減少率が大きい地域

平成 20 年度ゴルフ場利用者数 9,078 万人との比較では、平成 28 年度は 5.6%減少している。 (平成 20 年度を比較年度としたのは、平成 14 年度から平成 19 年度まで 8,000 万人台に減少していた利用者数が 9,000 万人台に回復した年度であり、その後平成 22 年度以降 8,000 万人台となっているため。)

全国平均に比較して、減少率が大きい地域は、北海道 17.6%、中国 13.2%、近畿・四国 9.7% である。都道府県別では、島根県 27.8%を筆頭に和歌山県 20.0%、北海道 17.6%、福島県 16.9%、岡山県 14.8%、長野県・山口県 11.5%などとなっている。

地域的に北海道、中国地方、四国地方が総じて減少傾向が高くなっている点に注意が必要であり、都道府県的には人口密集地域との距離や人口動態等により、地域間の格差が生じていると思われる。

4. ゴルフ場利用税額の推移とそこから見えてくるもの

平成 28 年度のゴルフ場利用税額は、対前年度比 16 億円減少の 459.3 億円であった。ゴルフ場利用税額は平成 4 年度に 1,035.7 億円を記録した以降、減少を続けて 55.7%減少となっている。

平成 28 年度の 1 人当たりゴルフ場利用税額は、前年度比 3 円減少の 656 円で、平成 5 年度の 1,019 円から 35.6%減少している。この間、大半の自治体のゴルフ場利用税決定基準が変更されていないため、「1 人当たりのゴルフ場利用税額減少=ゴルフ場利用税決定対象料金の減少」と考えられるため、平均的なゴルフ場プレー料金もほぼ同額減少したと考えられる。

5. 自治体ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」の合理性

平成 27 年度には、富山県と愛媛県でゴルフ場利用税決定基準が見直されたが、平成 28 年度は変更された自治体はなかった。

都道府県ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」には、合理性を欠いたものもある。 その典型的な例が、18 ホールを超えるゴルフ場のゴルフ場利用税額が高く決定される仕組みとなっているものが、24 県存在している。現状、18 ホールプレーが 100%に近い状態であり、18 ホールしかプレーしないプレーヤーが負担する税がゴルフ場施設の規模により決定される基準が設けられていることは、合理性からは不可思議なことだ。

また、もっと不可思議なことは、A 県の「ゴルフ場利用税決定基準」にゴルフ場利用税等級決定の対象となる利用料金を次のように定めている点である。

「利用料金=平日における通常の利用料金(グリーンフィー・各種維持費・<u>連盟協力金・ゴル</u>ファー保険・緑化協力金・河川整備基金)」

上記のアンダーライン部分はプレーヤーの承諾の基に徴収される任意のものと考えるが、対象料金に含まれることとなっている。(A 県ほど明確ではないが、他県においてもゴルフ場の申告時において選択制である旨の届出がない場合は、「協力費」との名目で含むとしている自治体がある。)額の多寡ではなく、基本的な考え方を正していく必要がある。

6.18歳未満利用者は横這い

「ゴルフ普及」とのテーマの中で、多くのゴルフ場や業界団体が「ジュニア育成」を活動目標に掲げている。下記の「18歳未満者」のゴルフ場利用者数からは、その成果がここ数年停滞状況にあることが見受けられるため、その原因分析が必要である。

「全国の 18 歳未満者の利用者数」(平成 20 年度以降の利用者数)

(単位:千人)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数	262	311	329	338	346	343	330	329	309

ゴルフ場利用税は、娯楽施設利用税時代から軽減措置の追加、非課税制度の導入、地方自治体の税収事情等による「決定基準」の変更等により、制度的に整合性を失った状態となっている部分が多い。そもそも課税根拠が希薄な税金であることに加え、徴収側の都合によって様々な変化が加えられているため、税負担を求められているゴルファーには、誠に不可思議で理解不可能な課税制度になってしまっている。

また、最近の動きとして、ゴルフ場利用税収の一部を財源とした「ゴルフ振興策」を地域ゴルフ場と協力して実施する市町村が徐々に増加している。このような動きは独自財源の少ない過疎地の市町村にとって、ゴルフ場利用税収が一般財源として貴重な財源である証でもあるだろう。